

令和7年度 建設業法等研修会

- (1) 建設業法等の改正について
- (2) 譲渡及び譲受の認可申請について
- (3) 監督処分について

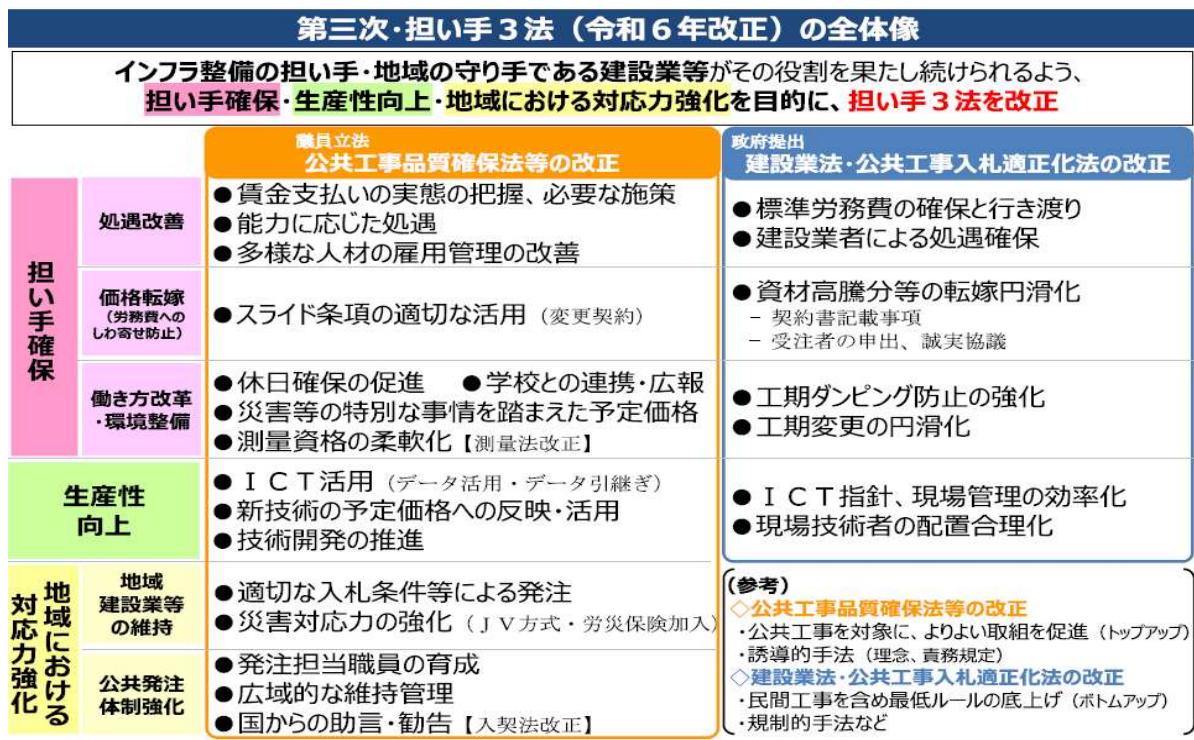
和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

令和7年度 建設業法等研修会

- (1) 建設業法等の改正について
- (2) 譲渡及び譲受の認可申請について
- (3) 監督処分について

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

（1）建設業法等の改正について



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

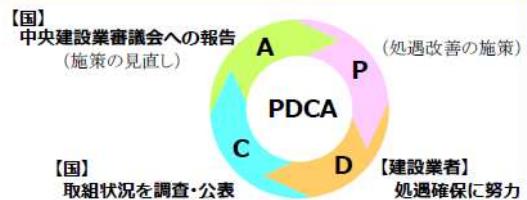
令和6年6月14日公布（令和6年法律第49号）



(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**



(2) 労務費(賃金原資)の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費**等による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不當に低い請負代金の禁止

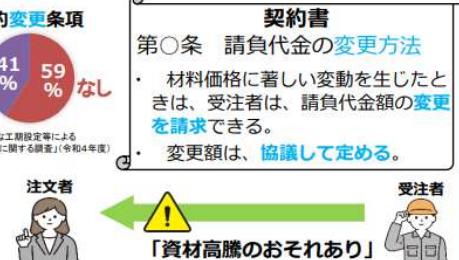
- **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を**契約書の法定記載事項**として明確化

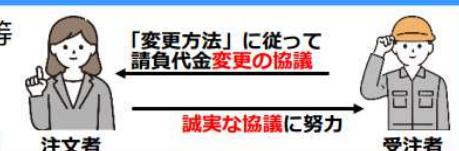


資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

- 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- 1位 作業員の増員 25%
2位 休日出勤 24%
3位 早出や残業 17% } 4割超

(出典)国土交通省「適正な工数設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

- 契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

- 契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化

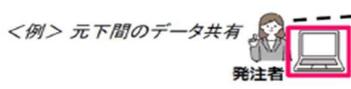


② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

10

◇建設業法の一部改正関係

(建設工事の請負契約の内容)

- 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加 (第19条第1項関係)
- 不正に低い請負代金による請負契約の締結の禁止 (第19条の3第2項関係)
- 著しく短い工期による請負契約の締結の禁止 (第19条の5第2項関係)

(建設工事の見積り等)

- 著しく低い額による建設工事の見積もりの禁止等 (第20条関係)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

- 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等 (第20条の2関係)

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

- 労働者の適切な待遇の確保に関する建設業者の責務 (第25条の27第2項関係)
- 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保 (第25条の28関係)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- 監理技術者等の選任義務の合理化 (第26条第3項関係)
- 営業所技術者等に関する管理技術者等の職務の特例 (第26条の第5関係)

(国土交通大臣による調査等)

- 建設工事の労務費に関する基準の作成等 (第40条の4関係)
- 国土交通大臣による調査等 (第40条の4関係)

令和7年度 建設業法等研修会

(1) 建設業法等の改正について

(2) 譲渡及び譲受の認可申請について

(3) 監督処分について

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

(2) 譲渡及び譲受の認可申請について

(10)

法人成り、代替わり、
会社の合併、会社の分割、
死亡に伴う相続

権利と義務の全てを承継

譲渡側

譲受側

許可業種 経審の結果 監督処分歴 その他

建設業者としての地位を承継する
=譲渡側と同じ立場になる



行政庁

譲受側は、建設業を承継してきちんと
営業できる体制にあるのだろうか？



書類を審査し、適切であれば認可

認可申請を考えている場合は

11

事前に、
できるだけ早く、
県庁技術調査課にご相談を！

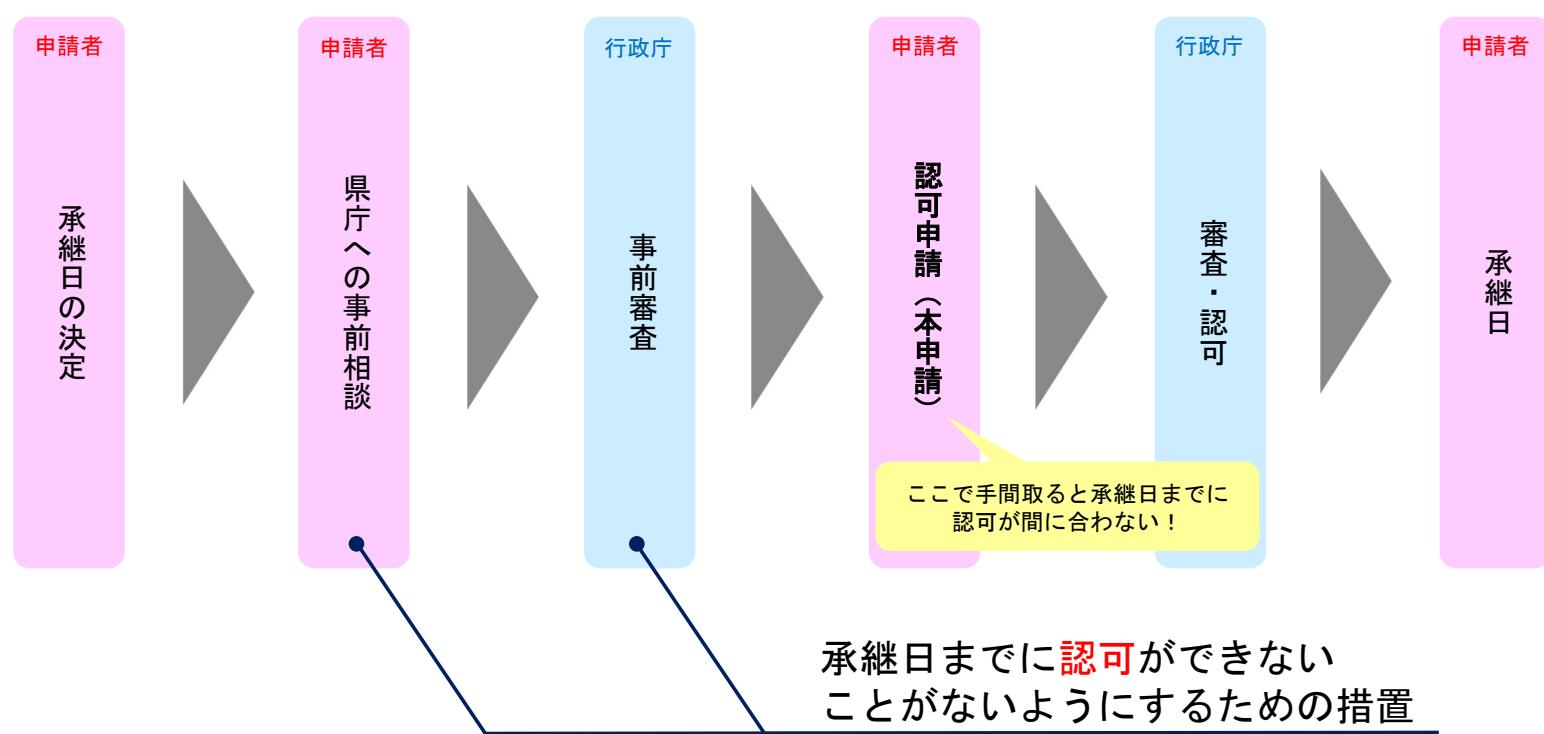
認可は急にはできません！

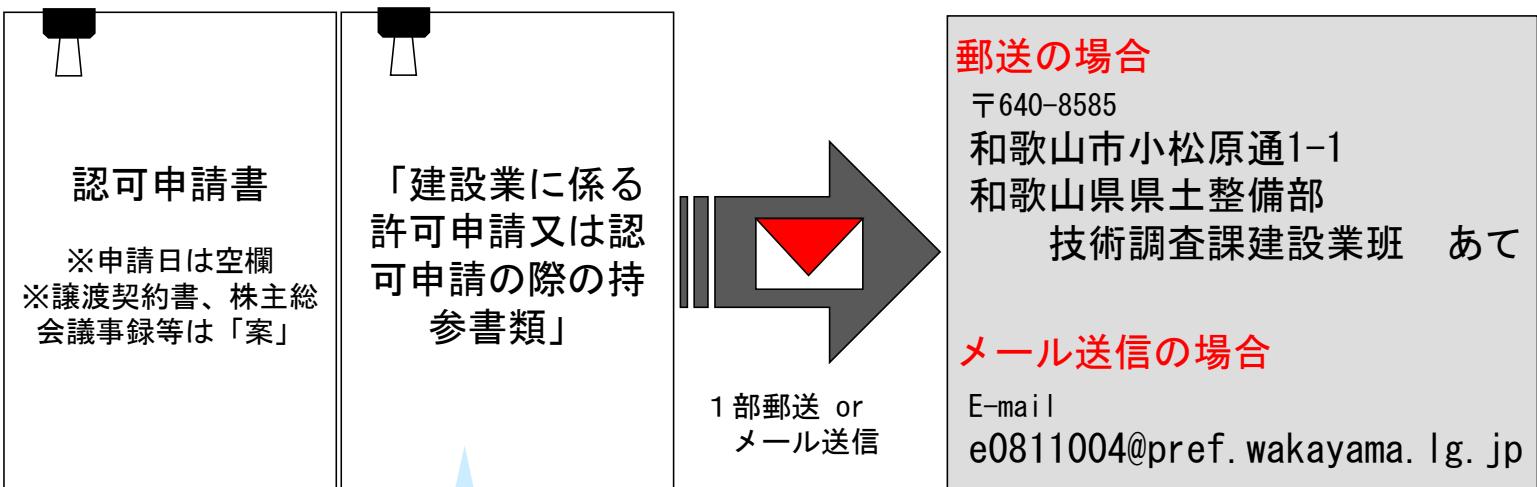
入札参加資格の承継も同時にご相談ください。

和歌山県HP <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/index.html>

認可申請の流れ

12





県HPに掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/d00209095.html>

申請書類作成に当たっての注意点〈様式第十五号 貸借対照表〉

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 時点 見込み

(会社名) _____

資 産 の 部

日付は、「承継日 時点見込み」としてください。

千円

現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
その他

ONE POINT

その他の財務諸表については、代替わり等の個人間承継、譲受側が新設の法人である場合は、日付を空欄にし、余白に「決算日未到来」と記載してください

常勤役員等の略歴書

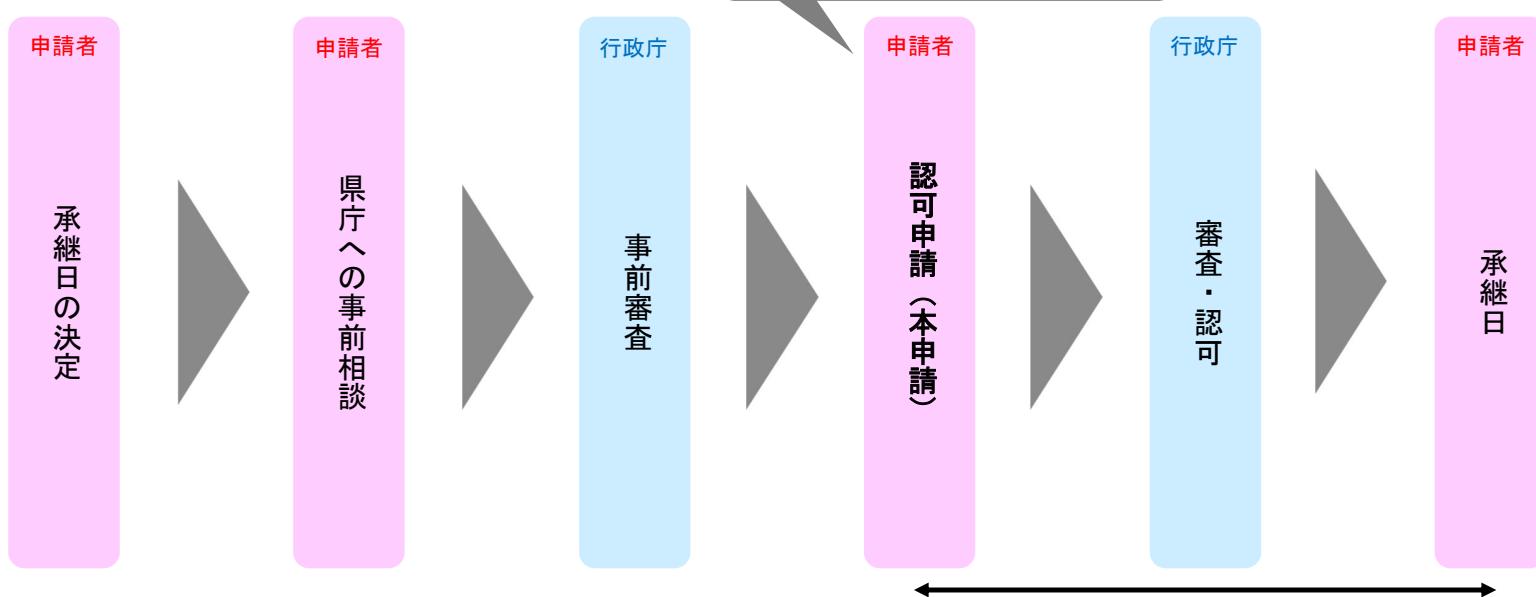
現 住 所	和歌山市小松原通1-1		
氏 名	常勤 太郎	生 年 月 日	年 月 日 生
職 名	代表取締役 (常勤見込み)		
期 間	従 事 し た 職 務 内 容		
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
承継後常勤となる方は、申請時点では「常勤見込み」と記載してください。			
自 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

ONE POINT

「様式第二十二号の5別紙一 役員等の一覧表」等、常勤・非常勤の別を記載する必要のある様式についても同様に、申請時点では「常勤見込み」と記載してください。

認可申請の流れ

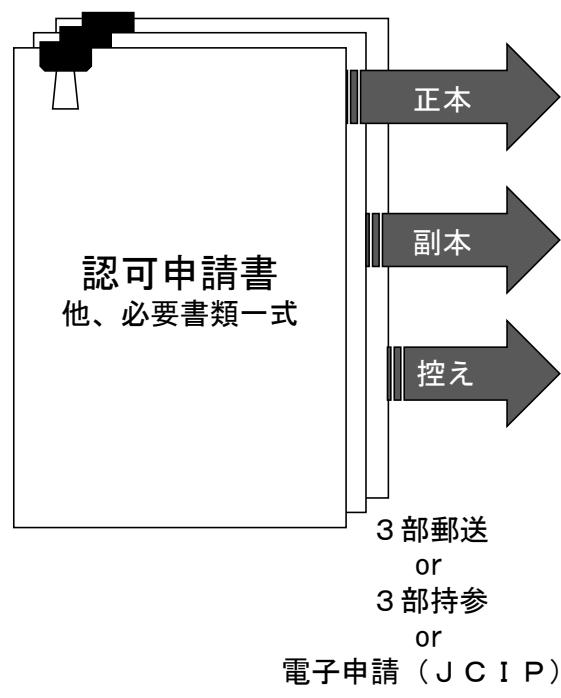
個人事業主の死亡による
相続の場合は、死亡日から
30日以内に本申請が必要！



承継日の30日前（土日祝日含まず）
までに申請を！

本申請の提出

⑯

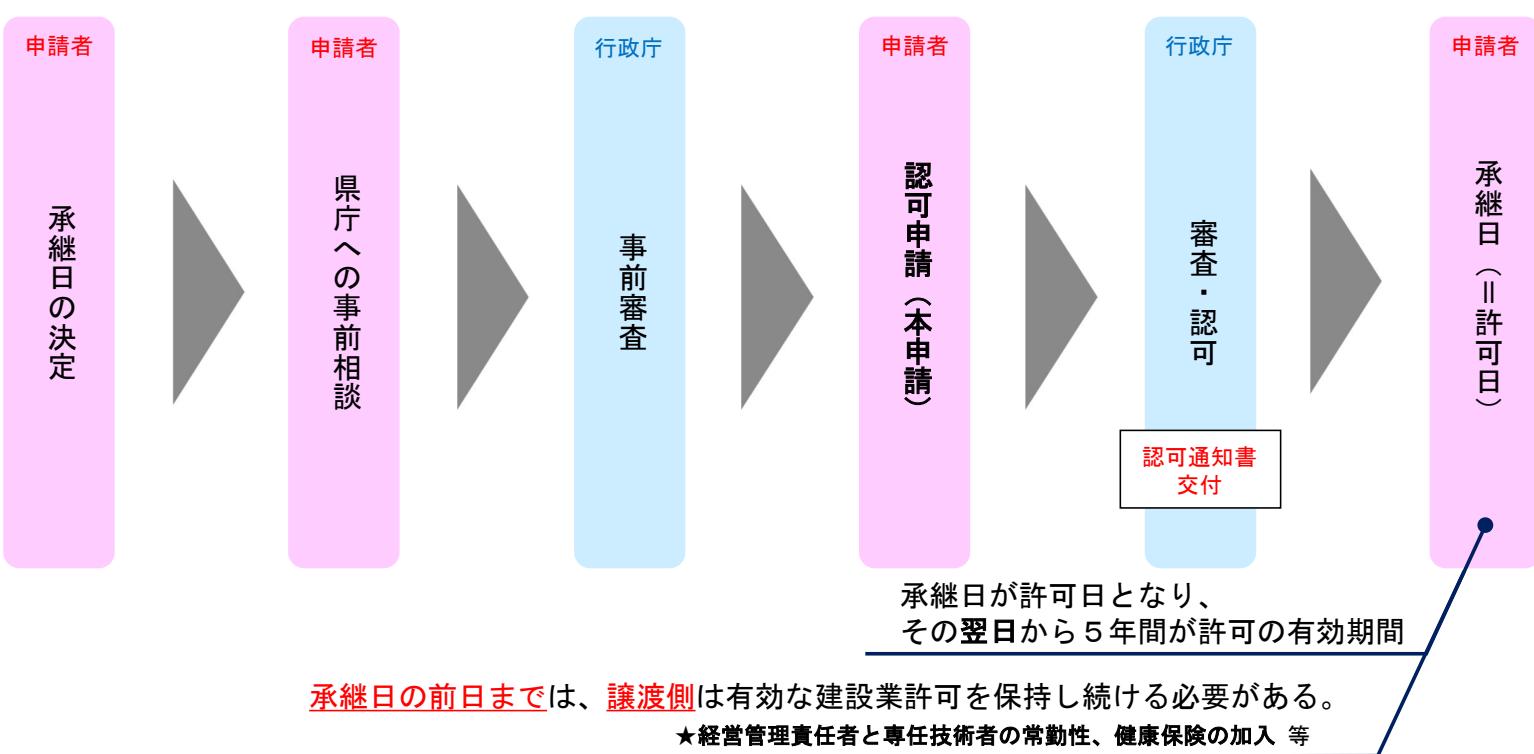


譲受側の所在地	申請窓口	電話番号
和歌山市	海草振興局建設部	073-488-1705
海南市、紀美野町	海草振興局建設部 海南工事事務所	073-483-4824
岩出市、紀の川市	那賀振興局建設部	0736-61-0028
橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町	伊都振興局建設部	0736-33-4937
有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	有田振興局建設部	0737-64-1267
御坊市、日高町、美浜町、由良町、 印南町、みなべ町、日高川町	日高振興局建設部	0738-24-2918
田辺市、上富田町、白浜町	西牟婁振興局建設部	0739-26-7960
串本町、古座川町、すさみ町	東牟婁振興局 串本建設部	0735-62-0755
新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村	東牟婁振興局 新宮建設部	0735-21-9652

日程には余裕をもって、
計画的かつ速やかに申請をお願いします。

認可申請の流れ

⑰



認可申請を考えている場合は

事前に、
できるだけ早く、
県庁技術調査課にご相談を！

認可は急にはできません！

入札参加資格の承継も同時にご相談ください。

令和7年度 建設業法等研修会

- (1) 建設業法等の改正について
- (2) 謾渡及び譲受の認可申請について
- (3) 監督処分について

監督処分について

建設業法違反

その他の法令違反

不誠実な行為

等

監督処分の対象

指示処分

建設業法第28条第1項

法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を命ずる行政命令。

営業停止処分

建設業法第28条第3項

1年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令。
指示処分では十分ではない場合や、指示処分に従わない場合に行われる。

許可取消処分

建設業法第29条、第29条の2

建設業者が有する建設業の許可を取り消す。
許可要件を満たさなくなった場合や、重大な不正行為を行った場合に行われる。

営業停止処分

営業の禁止

建設業法第29条の4第1項

営業の停止を命ずる期間と同じ期間を定めて新たに営業を開始すること及び停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを禁止する。

処分対象が法人：法人の役員等※
処分対象が個人：その者及び相当の責任を有する支配人

許可取消処分

取り消される建設業について5年間、新たに営業を開始することを禁止する。

- 監督行政庁で「監督処分簿」を備え付け、閲覧に供する。
 ● 県報登載
 ● 報道機関に情報提供する場合もある。
 ● 国交省「ネガティブ情報等検索サイト」掲載

公表

※役員等：取締役、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等、法人に対して取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれる。

直近の改正

「和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」

廃棄物処理法違反

令和4年6月13日施行

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合

営業停止
7日以上

それ以外の役職員が刑に処せられた場合

営業停止
3日以上

対応が厳格化

+ 宅地造成及び特定盛土等規制法違反

令和5年5月26日施行

営業停止
15日以上

営業停止
7日以上

建設業法、その他関連法令の趣旨
をご理解のうえ、
遵守及び適切な運用をお願いします。

